

## 監理技術者の兼務緩和について

令和3年4月

監理技術者について、次の要件を全て満たす場合は2件まで兼務できる（特例監理技術者制度）こととします。なお、一部の工事においては兼務を認めないこととし、入札公告等において、兼務の可否を明示します。

	兼務緩和要件
兼務可能件数	2件
兼務可能地域	兼務する工事の工事現場は鏡野町内（県工事は美作県民局津山地域（旧津山地方振興局管内））であること。
その他	監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者※1を専任でおくこと。

※1 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者とは、次の者のことをいう。

- ・主任技術者となることができる資格を有し、かつ、1級の技術検定の第一次検定に合格した者（1級施工管理技士補）
- ・1級施工管理技士など、監理技術者となることができる資格を有する者